

無店舗事業利用の約束事は、無店舗事業利用者（以下、利用者）が無店舗事業を利用する際に、生活協同組合ララコープ（以下、生協）が提供する供給システムについて、利用者と生協との約束事を定めたものです。無店舗事業を利用する際の重要な約束事になりますので、よくお読みいただき、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

生活協同組合ララコープ 無店舗事業利用の約束事

【無店舗事業とは】

1. 無店舗事業商品の利用・供給方法は、生協が利用者に毎週お届けする商品カタログから商品を注文（注文用紙、WEB注文システム、電話、FAXにより）していただき、注文された商品を利用者の指定する場所にお届けするシステムによって運営されています。
2. 無店舗事業は、商品カタログ及び商品等のお届け方法によって、個人宅配利用と3名以上の組合員で利用する班（以下、ステーション含む）利用があります。個人宅配利用のお届け先は、利用者本人が指定する場所としますが、班利用のお届け先は一括して班の指定する一箇所の場所とします。

【対象となる範囲】

1. 生協が提供する共済事業やその他事業につきましては、本約束事のほか個別の申込書、契約等によるものとします。
2. 本約束事に定めのない事項については、生協の定款および約款等によるものとします。

【本約束事の変更について】

1. 生協が本約束事を改訂したときは、すみやかに電子メールの送信等の電磁的方法や、生協WEBサイトへ掲示し、その他生協が定める適切な方法にて周知するものとします。

【加入】

1. 加入の申込は、長崎県在住または勤務地が長崎県の方を対象とします。
2. 加入の手続きは、加入者本人が必要事項（登録事項）を自書した所定の加入申込書の提出または、WEBで必要事項（登録事項）を登録した上で生協が定める一口以上の出資をもって行なうものとし、無店舗事業のご利用は出資金の入金確認後となります。また、生協は、行政庁の許可を得た上で、組合員以外の方に対しても加入を受け付けることにより、無店舗事業のサービスを利用することができます。
3. 加入手続きを完了された場合においても生協の定める配達エリアにお住まいでない場合等は無店舗事業の利用をお断りする場合があります。その際はお預かりした出資金はお返しします。
4. WEBで加入手続きをされた方は、同時にWEB注文サイトeフレンズ九州の会員登録も完了します。
5. 加入に際しては、手続きを行う方がご本人であることを証明する身分証明書（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、学生証等）を確認させていただきます。また、緊急連絡先の確認と登録が必要となります。WEBで加入手続きをされた方は、加入登録後に確認させていただきます。
6. 無店舗事業のご利用代金は、登録口座からの自動振替またはクレジットカード決済とさせていただきます。利用者は手続き後1週間以内に振替口座またはクレジットカード決済を手続きいただきます。利用開始から原則3ヶ月以内に登録が完了しなかった場合の扱いについては、この約束事にかかわらず払込取扱票にてお支払いいただきます。また、期間内に登録が完了しない場合、利用ができなくなります。

7. 同一世帯は、一組合員としてご利用できます。

【移行】

1. 移行とは無店舗事業の登録が無い組合員が無店舗事業の登録を行う事です。
2. 無店舗事業の登録が無い組合員が無店舗事業の利用を希望される場合は、利用者本人の申出による無店舗利用開始登録を行うものとし、新たな加入手続きは不要です。
3. 移行の手続きは、移行者本人が必要事項(登録事項)を自書した所定の申込書の提出または、WEBで必要事項(登録事項)を登録した上で無店舗事業の利用を開始します。
4. 移行手続きを完了された場合においても生協の定める配達エリアにお住まいでない場合等は無店舗事業の利用をお断りする場合があります。
5. WEBで移行手続きをされた方は、同時にWEB注文サイト e フレンズ九州の会員登録も完了します。
6. 移行に際しては、手続きを行う方がご本人であることを証明する身分証明書(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、学生証等)を確認させていただきます。また、緊急連絡先の確認と登録が必要となります。WEBで移行手続きをされた方は、移行登録後に確認させていただきます。
7. 無店舗事業のご利用代金は、登録口座からの自動振替またはクレジットカード決済とさせていただきます。利用者は手続き後 1 週間以内に振替口座またはクレジットカード決済を手続きいただきます。利用開始から原則3ヶ月以内に登録が完了しなかった場合の扱いについては、この約束事にかかわらず払込取扱票にてお支払いいただきます。また、期間内に登録が完了しない場合、利用ができなくなります。
8. 同一世帯は、一組合員としてご利用できます。

【組合員証】

1. 組合員となられた方には、組合員番号を付番した組合員証(ららかカード)を貸与します。組合員証(ららかカード)及び組合員番号は、ご利用にあたり組合員ご本人を確認するために重要なものですので適切な保管をお願いします。
2. 店舗でのご利用に際しては、組合員証(ららかカード)をご提示いただきます。
3. 脱退時には、組合員証(ららかカード)を返却していただきます。
4. 組合員証(ららかカード)の他人への譲渡および貸与、質入れ等はできません。

【登録事項の変更・届出】

1. 登録事項に変更があった場合は、すみやかに届出をしていただきます。届出を怠ったことによる不利益について、生協はその責を負わないものとします。

【増資と減資】

1. 出資金は、都度または定額で増額できる増資があります。月の商品代金と一緒に口座振替またはクレジット払いが可能です。
2. 出資金を減額することを減資といいます。減資は、最低出資口数 500 円を残し申し込むことができます。但し、生協決算日より90日前までに手続きを完了し、翌年度初旬に指定された金融機関へ振込となります。

【商品の注文】

1. 商品の注文は、生協の指定する複数の方法（注文用紙、WEB注文システム、電話、FAX）から組合員が選択した方法によって行なうものとします。注文受付終了後のキャンセルについては原則お受けできません。手続き及び取扱いは、生協の定めによります。
2. 給油の利用については、給油カード利用規定及び発行基準によるものとします。

【灯油配達のご利用】

1. 灯油の注文は、注文用紙での申込みまたは、電話にて2缶単位で注文を受け付けます。10月から翌年3月までは週1回の定曜日配達を行い、その他の月は月に1回、月の第1週目に配達を行います。但し、年末年始はこの限りではありません。
2. 配達は、空の灯油ポリタンクをご用意いただき、灯油が入った灯油ポリタンクと交換となります。
3. 配達できない地域がございますので、申込時に確認させていただきます。

【利用の制限】

1. 転売・質入れまたは商行為を目的とした商品の購入はできません。
2. 利用限度額は加入（無店舗利用開始登録を含む）後1年未満の組合員は1週当たり1万5千円を上限とします。これを超える利用が認められた場合、注文を受付けないかまたは商品の引渡しをお断りすることがあります。利用限度額設定期間中に、それ以上の利用を希望する場合は事前に生協にご相談ください。
3. 加入（無店舗利用開始登録を含む）後の期間に関わらず注文した商品の利用目的、数量、金額が一般家庭での利用限度を超える注文であると生協が判断した場合は、注文を受付けないかまたは商品の引渡しをお断りすることがあります。
4. 加入の際の確認として、本人確認及び緊急連絡先の登録が出来ない場合は、無店舗のご利用をお断りする場合がございます。

【利用の停止と再開】

1. 利用の停止とは、無店舗事業の商品カタログないし商品のお届けを停止することをいいます。利用者が利用停止を希望される場合は、書面、電話、電子メール等で生協に通知していただきます。
2. 以下の事項に該当したときは、利用停止の措置をとらせていただくことがあります。詳細については生協にご確認ください。
 - [1] 商品利用が8週間以上ない場合
 - [2] 請求書もしくは払込取扱票記載の支払期日までに商品代金の支払いが認められない場合
 - [3] 生協が利用停止を相当と認めた場合
3. 利用者が利用再開を希望する場合は、書面、電話、電子メール等で生協に通知していただきます。但し、商品代金の支払いが未納の場合及び生協が利用停止を相当と認めた場合は、利用の再開をお断りしております。

【商品のお届け】

1. 商品のお届けは、利用者または班と予め確認した場所とします。変更がある場合には事前に生協にご連絡ください。但し、週替わりでお届け場所の変更はお断りしております。

- 商品お届け時に組合員が不在の場合は、指定場所に商品を留置くものとし、持帰り・再配達を行わないことを基本とします。但し、利用者の諸事情により持帰り・再配達が妥当と生協が判断した場合はこの限りではありません。予め確認された場所及び方法にて留置きした場合には商品の所有権が移転するものとし、その後の事故について生協は責めを負わないものとします。
- 商品お届け曜日は、生協が定めるものとします。
- 交通事情、悪天候等により商品のお届けが遅延する場合があります。

【商品のお届けができない場合】

- 天変地異や災害、生産者及び製造者の事故・製造トラブルまたは注文数量が予定を上回ったことなどにより商品を注文どおりお届けできない場合は、お届けの中止またはお届け数量の削減ないし、生協の定められたルールにより代替品をお届けすることがあります。これにより、返金等が発生する場合は、生協の定めによりこれを行なうものとします。

【個人宅配手数料】

- 個人宅配利用の利用者には、生協の定めにより個人宅配手数料をご負担いただいております。また、班利用で注文書発行がお一人のみで利用の場合、個人宅配利用と同額の手数料をご負担いただいております。
- 割引等優遇措置については、後述のとおりとなります。

【指定地域配達手数料】

- 個人宅配利用及び班利用の利用者で配送トラック停車位置からご指定のお届け場所迄の距離が50m 以上の場合には、指定地域配達手数料をご負担いただいております。

【離島手数料】

- 五島支所エリアの利用者には、生協の定める離島手数料をご負担いただいております。

【手数料一覧】(消費税込)

- 個人宅配基本料金設定について

基本手数料月当たり	配達手数料週当たり
126円	168円

- 個人宅配基本料金割引制度と上限について

	基本手数料	配達手数料
個人宅配	126 円／月	月3回分まで、基本手数料と合わせて月額上限 630 円
ちびっこサポート	63 円／月	月3回分まで、基本手数料と合わせて月額上限 315 円
高齢者	63 円／月	月3回分まで、基本手数料と合わせて月額上限 315 円
福祉	63 円／月	月3回分まで、基本手数料と合わせて月額上限 315 円
学生サポート	0円	0円

<ちびっこサポート割引>

母子健康手帳の提示申請があつてから、お子様が小学校入学まで基本手数料と配達手数料が半額。

<高齢者割引>

65歳以上の方だけで生活されている世帯の場合、申請後基本手数料と配達手数料が半額。

<福祉割引>

利用者より障害者手帳の提示申請があつた場合、基本手数料と配達手数料が半額。

<学生サポート>

親元を離れ大学、専門学校等へ通う学生を対象に学生証の提示申請があつてから卒業予定の月末まで全額手数料免除。

3. 指定地域手数料について

学生サポート適用中は免除。

利用毎に週当たり
262円

WEB加入の場合は、確認のために加入後、母子健康手帳や障害者手帳、学生証等の確認を行います。

4. 離島手数料について

	基準	上限
離島手数料	利用金額(税抜) × 2.7%円 × 消費税率 / 利用毎	272円/利用毎
奈留島配達 固定手数料	105円 / 利用毎	離島手数料に別途追加
新上五島町配達 固定手数料	105円 / 利用毎	離島手数料に別途追加

【利用訂正及び返品】

- お届けした商品が不良品または商品カタログ・見本等と相違している場合は、交換もしくは返品することができます。正規品についても未使用の場合はお届けの翌週までであれば返品することができますが、食品をはじめ、別途「無店舗事業利用約款」に定める商品等については原則返品ができません。

【利用代金のお支払方法】

- 代金等の支払い方法については、「商品代金等の支払いに関する約款」に定めるものとします。

【利用代金の不履行】

- 代金等の支払い不履行時の対応については、「商品代金等の支払いに関する約款」に定めるものとします。

2. 利用者のご利用代金について請求書記載の支払期日において口座自動振替ができない場合、または払込取扱票に記載された支払期日までに振込みいただけない場合は、事務手数料を付加した払込取扱票を送付させていただきます。また、この場合、支払いが完了するまで利用は停止されます。

未収金額	事務手数料(消費税込)
1万円未満	66円
1万円以上3万円未満	110円
3万円以上	330円

【利用還元】

1. 利用還元については、「無店舗事業利用約款」に定めるものとします。

【脱退】

1. 利用者が本サービスから脱退を希望する場合は、生協所定の手続きにより届け出るものとします。本サービスから退会した場合には、本サービス上で有する特典等の権利を失うものとします。
2. 県外への転居、本人の死亡等法定脱退の場合は、手続き後速やかに、それ以外の場合は自由脱退となり、事業年度の末日の90日前までに生協に届出後、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができます。
3. 出資金は、法定脱退の場合、受付後1カ月以内に指定の金融機関へお返しとなります。自由脱退の場合、その年の12月までに受付が完了していれば、翌年の4月に指定の金融機関へお返しとなります。(ララコープ定款10条、11条)

【個人情報の管理】

1. 生協および生協が出資・参加するコープ九州事業連合は、無店舗事業を遂行するために利用者の個人情報をお預かりします。
2. お預かりした個人情報は、以下の目的で維持・使用させていただきます。
 - (1) 資料請求を行なってくださった方の個人情報は、加入のための資料送付・連絡の目的に限定して使用します。
 - (2) 個人情報は、商品の案内、受注および発送、その他共済等サービスの提供目的に限定して使用します。
 - (3) よりよい商品・サービスを提供するために、組合員へのアンケート調査等を行なう場合がありますが、その場合はアンケート発送と回収確認の目的に限定してこれを使用します。
 - (4) ご利用代金の自動振替のために、金融機関口座情報等をお預かりします。
 - (5) CO・OP共済等、共済契約者情報等をお預かりします。この情報は、日本コープ共済生活協同組合連合会(以後「コープ共済連」という。)に転送し、コープ共済連が契約者管理のために使用します。また、必要に応じて共済加入・共済金の支払目的に限定して使用します。
 - (6) ギフトサービスをご利用いただいた際の送り先様の個人情報は、当該ギフト発送の目的に限定して使用します。但し、利用者の便宜を図るために、ご承諾を得たうえで、継続的な送り先として登録していただき、次回以降のギフト申込時に印刷された申込書の準備に使用することがあります。
 - (7) 利用者の加入及び利用にあたっての与信管理を目的として使用します。
 - (8) クレジットカード不正利用の可能性がある場合、クレジットカード会社に申込者情報を開示することがあります。

3. 注文用紙、お届け明細書兼請求書、各種申込用紙等は、商品カタログと一緒にお届けしますが、個人情報に記載されていますのでお取り扱いにご注意ください。
4. 生協は、別に定める「個人情報保護方針」を利用者に公開するものとします。

【お問合せ】

1. 本約束事に関するお問合せは、下記のご所属の支所とします。

生活協同組合 ララコープ。

北部支所	0120-976-931	大村支所	0120-928-415
長崎西支所	0120-976-932	島原支所	0120-928-416
長崎東支所	0120-976-934	五島支所	0120-928-417
南部支所	0120-976-935	佐世保南部支所	0120-928-418
諫早支所	0120-928-414	佐世保北部支所	0120-928-419

附則

- 1 この約束事は 2006 年 10 月 10 日制定、同日より施行します。
- 2 制定以降の改訂については、以下に記載します。

初版 : 2006 年 10 月 10 日
第二版 : 2009 年 06 月 30 日
第三版 : 2011 年 12 月 15 日
第四版 : 2014 年 05 月 01 日
第五版 : 2015 年 02 月 28 日
第六版 : 2017 年 03 月 08 日
第七版 : 2017 年 09 月 22 日
第八版 : 2018 年 09 月 03 日
第九版 : 2020 年 02 月 20 日
第十版 : 2020 年 11 月 1 日
第十一版 : 2021 年 4 月 1 日
第十二版 : 2022 年 8 月 1 日
第十三版 : 2023 年 11 月 1 日